令和2年度健康福祉部指定管理者評価委員会について

令和2年6月 健康福祉課

1 評価の方法

- ・「指定管理者制度導入施設の管理運営状況等に係るモニタリングガイドライン」に基づき、年に1度、現地調査及び指定管理者へのヒアリングを実施することにより行う。
- ・普段の管理運営の実態を調査するため、指定管理期間中1度は事前通知をしない実地調査(抜き打ち調査)を行う。

2 評価項目及び評価基準

(1)評価項目(モニタリングガイドライン P-19)

評価項目	評価の視点
管理運営体制	・組織体制や従業員の配置状況は適切であったか。
	・障害者雇用計画は達成されているか。(該当施設)
法令遵守等	・協定、関係法令への違反はなかったか。
	・障害者雇用への取組は十分であったか。
施設等の維持	・施設、設備の維持管理は適切であったか(施設、維持管理業務ごと
管理の状態	の維持管理の質的評価等)。
サービスの	・接遇の状況は良好であったか。
提供内容	・各業務のサービスの質は十分であったか(業務ごとのサービスの質
	的評価等)。
サービス向上	・施設等の維持管理及びサービス提供の質を高めるための取組は十分
の取組	であったか。
	・利用促進を図るための取組は十分行われていたか(運営や広報等の
	工夫改善、自主事業の実施状況等)。
総合評価	・施設の設置目的、管理運営方針に沿った管理運営が行われたか。
	○特に評価できる事項
	○特に改善すべき課題

(2) 評価基準 (モニタリングガイドライン P-7)

評価	評価内容
A (優 良)	事業計画、仕様書等の内容を上回る成果、実績がある。 又は、概ね事業計画、仕様書等どおりの成果、実績があり、かつ施設の 設置目的及び指定管理業務の目標達成に向けて非常に努力をしている。
B (良 好)	概ね事業計画、仕様書等どおりの成果、実績がある。 又は成果、実績が事業計画、仕様書等の内容を一部下回っているが、 サービス向上のための取組や課題等の改善を積極的に行っている。
C (要努力)	概ね事業計画、仕様書等どおりの成果、実績は出ているが、管理運営 に一部適正を欠く事項がある、又は積極的な取組が不足している。 又は管理運営において工夫改善の必要な事項が散見される。
D (要改善)	事業計画、仕様書等の内容の重大な不履行がある、又は非常に不適切 な管理運営が見られる。

3 評価の種類

令和2年度第1回評価委員会では、次の評価を行う。

- ①令和元年度 年度評価
 - ・年度ごとの評価として、毎年度実施
- ②総括評価
 - ・指定期間の全期間を通した評価として実施
 - ・本年度が指定期間の最終年度にあたる施設が対象
 - ・総括評価の結果は、選定委員会における採点に反映
 - ※令和2年度総括評価対象施設
 - ・社会福祉総合センター
 - 福祉マンパワーセンター
 - ・障害者リハビリテーションセンター
 - →総括評価の実施日程については、別途御連絡いたします。

4 令和2年度評価委員会実施スケジュール(案)

日程	実施内容	備考
令和2年6月中 →7月上旬に評価 決定	令和2年度第1回評価委員会 ・令和元年度 年度評価	書面開催
別途調整	令和2年度末に指定期間が満了する施設の総括評価 対象:社会福祉総合センター 福祉マンパワーセンター 障害者リハビリテーションセンター	検討中
令和2年12月~ 令和3年2月	・現地調査(抜き打ち調査を含む)	通常開催
令和3年6月中旬	令和3年度第1回評価委員会 ・令和2年度 年度評価 ・令和3年度末に指定期間が満了する施設の総括評価 対象:点字図書館 義肢製作所 聴覚障害者コミュニケーションプラザ	通常開催 (予定)